２　関東管区警察局長は、偽造通貨を発見したときは、速やかにこれを関係都道府県警察の警察本部長に送付しなければならない。

（偽造通貨送付に伴う処置）

第四条　研究所長は、前条第一項の規定により送付を受けた偽造通貨について鑑識し、偽造又は変造と認められたものについては、これを分類し、符号をつけなければならない。

［２・３　略］

（事件検挙の場合の報告）

第五条　関東管区警察局長及び警察本部長は、通貨偽造事件を検挙したときは、通貨偽造事件検挙報告書（別記様式第二号）により研究所長に報告しなければならない。

別記様式

第二号

通貨偽造事件検挙報告書

令和　年　月　日

管区警察局長又は警察本部長名

科学警察研究所長　殿

被疑者住所、氏名					
		年齢		性別	
			国籍		
事件名					
犯罪の年月日、場所その他事件の概要					
製造方法その他参考事項					
偽造通貨の種類	符号				
		枚数			
			その他		
備考					

［項を加える。］

（偽造通貨送付に伴う処置）

第四条　研究所長は、前条の規定により送付を受けた偽造通貨について鑑識し、偽造又は変造と認められたものについては、これを分類し、符号をつけなければならない。

［２・３　同上］

（事件検挙の場合の報告）

第五条　警察本部長は、通貨偽造事件を検挙したときは、通貨偽造事件検挙報告書（別記様式第二号）により研究所長に報告しなければならない。

別記様式

第二号

通貨偽造事件検挙報告書

令和　年　月　日

警察本部長名

科学警察研究所長　殿

被疑者住所、氏名					
		年齢		性別	
			国籍		
事件名					
犯罪の年月日、場所その他事件の概要					
製造方法その他参考事項					
偽造通貨の種類	符号				
		枚数			
			その他		
備考					

備考　表中の［　］の記載は注記である。